

ケアハウスリブル北山 重要事項説明書

1. 施設経営法人の概要

法人名	社会福祉法人 七野会
法人所在地	京都市北区大北山長谷町5-36
電話番号	075-466-5095
代表者氏名	理事長 井上ひろみ
設立年月日	昭和60年7月24日

2. ご利用施設の概要

施設の名称	リブル北山
施設長名	横井 友
開設年月日	平成7年4月1日
施設の所在地	京都市北区大北山長谷町5-36
交通の便	立命館大学前より市バスM1にて原谷口下車徒歩5分
電話番号	075-463-4100
FAX番号	075-467-1158
Eメール	liburu@nananokai.com
	敷地面積 16,341㎡ 延床面積 2,799.48㎡ 構造 鉄筋コンクリート造 5階建(地上4階、地下1階) 居室(個室 44室 22.75㎡以上、二人室 3室 35㎡) (各室ともトイレ、洗面台、ミニキッチン、ナースコール付き) 定員 50名 主な共用施設・設備…談話室、食堂、浴室(男・女各1)、洗濯室 調理室、ホール、等
併設施設 及び事業所	老人福祉総合施設原谷こぶしの里(特別養護老人ホーム・老人短期入所施設・デイサービスセンター・訪問入浴サービス・居宅介護支援事業・配食サービス)、老人保健施設ライブリィきぬかけ(短期入所療養介護・デイケア・訪問リハビリテーション・配食サービス)、京都市原谷地域包括支援センター、グループホームはつね(デイサービス)、在宅ケアセンター新大宮、小規模多機能型居宅介護金閣こぶしの里、こぶしの里サテライト今宮、生活総合支援センター聚楽、堀川こぶしの里デイサービスセンター、生活支援総合センター姉小路、生活支援総合センター美山こぶしの里、デイサービスセンター北山杉いこいの家
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ 介護保険・社会福祉事業者総合保険

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>ケアハウス リブル北山は、低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる高齢者の方に入居していただき、日常生活上必要な支援を行うことによって、その方が安心して生き生きと明るく生活を送ることができるようにすることを目的とします。</p>
施設運営の方針	<p>① 自己決定を重視し、障害があっても機能が低下しても、ご本人が望まれる限り自立した暮らしが出来るように支援します。</p> <p>② 自治会との共同運営を行います。</p> <p>③ 医療等各関係機関、並びに在宅サービスとの連携により、安心・安定した生活の保障に努めます。</p> <p>④ 個々人の特性を活かし、楽しく潤いのある生活の構築を目指します。</p> <p>⑤ 自然な形で地域交流を目指します。</p>

4. 施設サービスの概要

種類	内容												
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の立てる献立により、栄養バランスと利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 <p>【食事時間】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>朝食</td> <td>7時30分</td> <td>～</td> <td>8時30分</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td>12時00分</td> <td>～</td> <td>13時30分</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>18時00分</td> <td>～</td> <td>19時00分</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体状況等の理由により、希望に応じて粥食、刻み食等を提供いたします。 ・ 体調不良時等、必要に応じて居室配膳も行います。 ・ 行事食、選択食等もごぞいます。 ・ 食事に関する相談に応じます。 ・ アンケートの実施等により、利用者の嗜好に配慮します。 	朝食	7時30分	～	8時30分	昼食	12時00分	～	13時30分	夕食	18時00分	～	19時00分
朝食	7時30分	～	8時30分										
昼食	12時00分	～	13時30分										
夕食	18時00分	～	19時00分										
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金曜日を除く、週6回の入浴を行います。(金曜日はシャワー浴のみ可) <p>【入浴時間】 (一般浴) 14時30分～20時30分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、ホームヘルパーによる介助入浴、また、職員による見守り入浴も可能です。但し、時間が限られます。 												
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関は自由に選択できます。 ・ かかりつけ医と相談の上、定期的に健康診断を年1回以上受けていただきます。 ・ 当施設は、利用者の健康の保持に努めます。 												
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 												
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽、外出支援、日常生活支援、サークル活動支援等を行います。 												

5. 利用料

月額利用料金

- ① サービス提供に要する費用…人件費・施設維持管理費等国の基準で定められた料金です。別表（利用料規程）のように、利用者の前年対象収入によって異なります。
- ② 生活費…「食材料費及び共用部分に係わる光熱水費」のほか、共有部分に係る維持管理費用です。
- ③ 居住に要する費用…次の何れかの方法により徴収します。①一括方式 ②併用方式 ③分割方式
- ④ 預かり金…入居時に居住に関する費用を併用及び分割方式を選択の時、利用料滞納保証金及び退居時における居室の原状回復費用（以上を施設指定預かり金という）として、概ね月額利用料の3ヶ月又は30万円を上限としてお預かりし、左記事由発生事後、精算いたします。（入居者預かり金規程に基づく）
- ⑤ 利用者が選定する特別なサービスの費用…サークル活動費等利用者個人に負担を求めることが適当と認められる趣味・娯楽等に要する費用。親睦旅行その他の施設行事に参加を希望する費用。又は利用者の希望により、別に定める施設が行う特別なサービスを利用した場合（別表）、これに要する費用をお支払いいただきます。

請求・支払い

- ・ 翌月の利用料及び前月の光熱水費は、当月20日までに請求いたしますので、25日迄にお支払いください。
- ・ お支払い方法は、京都銀行各支店での口座自動引き落としとさせていただきます。

6. 協力医療機関等

医療機関の名称	京都保健会 上京診療所
所在地	京都市上京区千本通寺之内下る花車町48番地の24
電話番号	075-432-1261
診療科目	内科、外科、整形外科他
協力契約内容	

歯科医療機関の名称	紫野協立診療所歯科
所在地	京都市北区紫野西野町60-5
電話番号	075-431-6171
協力契約内容	

7. 個人情報の取り扱いについて

当施設は、「個人情報保護の目的」に定めた範囲においてのみ、個人情報を利用いたします。特にプライバシー情報に関しましては、職員の研修に努め漏洩に注意を払います。

また、情報を第三者に提供する場合には、事前に利用者の承認をいただきます。あらかじめ示した用途以外には決して使用しません。

ただし、法令に基づく場合や人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合等であって利用者の同意を得ることが困難であるときは、利用者の了解を得ることなく、必要かつ合理的な範囲において個人情報を取り扱わせていただきます。

8. 情報開示について

利用者または身元保証人からの書面請求に従って、利用者ご自身に関する情報を開示しております。ただし、本人あるいは身元保証人でない方（他の家族等）からの請求につきましては、書面にてご本人の了解を得てからとなります。

9. 第三者評価の実施状況について

- ・実施した直近の年月日：平成31年2月25日
- ・評価機関：京都社会福祉士会

10. 苦情相談窓口

※当施設における苦情相談の受付

窓口担当者： 施設長 横井 友
ご利用時間： 毎日 9：00～18：00
ご利用方法 電話 075-463-4100

また、苦情受付ボックスを一階事務所前と食堂に設置しています。

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

京都市北区役所 保健福祉センター健康長寿推進課

京都市北区紫野西御所田町56（北区総合庁舎内） 電話番号：075-432-1366

京都府国民健康保険団体連合会 介護保険対策室 介護相談係

京都市下京区烏丸通り四条下ル水銀屋町620 COCON 烏丸内

電話番号：075-354-9051 FAX番号：075-354-9090

※苦情解決第三者委員

小川 栄二(元立命館大学教授)

藤松 素子(佛教大学教授) 電話番号075-491-2141

京都市北区紫野北花ノ坊丁96 佛教大学

原田 眞美(認知症の人と家族の会京都府支部世話人)

電話 050-5358-6577 (認知症の人と家族の会京都府支部)

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

11. 職員体制

職 種	人 数		備 考 (資格等)
	常勤	非常勤	
施 設 長	1		
生活相談員	1		
介 護 職 員	2 以上		
栄 養 士	1		
調 理 員	3 以上	1 以上	

- ・ 夜間体制…宿直者 1 名

1 2. 災害時の対策

防災設備の概要	防火設備	避難階段 3 カ所、防火戸・防火シャッター 5 カ所
	消防用設備	屋内消火栓設備 1 4 カ所、スプリンクラー設備、消火器、自動火災報知設備、非常通報装置、漏電火災警報器 非常警報設備、避難誘導灯及び誘導標識、防火用水 非常電源設備
緊急連絡体制	自動転送システムの設置、緊急連絡網の整備	
消防避難訓練	年 2 回以上	

1 3. 当施設ご利用に際しての留意事項

外出・外泊	外出（短時間のものは除きます。）または外泊をされる際には、施設長に届け出ていただきます。
来訪・宿泊	利用者の来訪者は、来訪した際、玄関に備え付けの台帳に氏名等をご記入いただきます。また、宿泊する際には、事前届出の上、施設長の承諾が必要となります。
喫煙・飲酒	喫煙は、居室にてお願いします。寝タバコ、くわえタバコは厳禁です。 飲酒は、医師からの制限がない限り、おおむね自由ですが、周りの方の迷惑がかからないようにお願いします。
迷惑行為等	喧嘩、暴言暴行、中傷等他人に迷惑をかける行為はしないでください。
動物飼育	利用者が小鳥や魚類を飼育する際には、事前届出の上、施設長の承諾が必要となります。他の利用者の迷惑にならないような措置をするとともに、飼育についての全責任を負っていただきます。

付則 平成 2 2 年 4 月 1 日改訂

付則 平成 2 5 年 4 月 1 日改訂

付則 平成 2 6 年 4 月 1 日改訂

付則 平成 2 9 年 4 月 1 日改訂

付則 令和 2 年 1 0 月 1 0 日改訂

付則 令和 4 年 1 0 月 1 日改訂

付則 平成 2 4 年 4 月 1 日改訂

付則 平成 2 5 年 8 月 1 日改訂

付則 平成 2 8 年 1 月 2 3 日改訂

付則 令和 2 年 4 月 1 日改訂

付則 令和 3 年 4 月 1 日改訂

付則 令和 6 年 4 月 1 日改訂

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、施設の利用開始に同意いたしました。又、当法人の「個人情報保護に関する規程」に基づき、必要な場合には個人情報の提示に同意いたします。

令和 年 月 日

【 入 居 者 】

住 所

氏 名

印

【 身元保証人 】

住 所

氏 名

印

【 身元保証人 】

住 所

氏 名

印

【 説 明 者 】

ケアハウス リブル北山

職 名

氏 名

印

重要事項説明書別表(利用料規程)

令和6年8月1日現在

ア) サービスの提供に要する費用

ケアハウス リブル北山 利用者階層別料金表 [単位：円]

対象収入による階層区分		サービスの提供に要する費用
1	1,500,000円以下	10,160
2	1,500,000円 ～ 1,600,000円	13,210
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	16,260
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	19,310
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	22,360
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	25,400
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	30,490
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	35,570
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	40,650
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	45,730
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	50,810
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	57,920
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	65,040
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	72,150
15	2,800,001円以上	74,980

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 本人からの事務費徴収額（月額）は前項表により求めた額とします。

注3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、前項表の額から30パーセント減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

注4 入居時に2人部屋を一人で使された際は、管理費を30,000円とします。

イ) 生活費

月額 46,940円（但し、11月～3月は、冬期加算2,170円）

ウ) 居住に要する費用

以下の何れかの方法により徴収します。

- ① 一括方式 20年分を一括徴収する方式で、単身者360万円、夫婦等は二人で552万円とします。

② 併用方式 一定額を一括領収し、残金を20年分割徴収します。

③ 分割方式 月々、単身者は15,000円、夫婦等は二人で23,000円となります。

エ) 施設指定預かり金 (入居者預かり金規程に基づく)

入居時に、利用料滞納保証金及び居室原状回復費用として、概ね月額利用料の3ヶ月又は上限30万円をお預かりいたします。但し、居住に関する費用で一括方式を選択された場合を除く。

オ) 入居者が選択する特別な費用

特別費用の選択	内 容	利 用 費 用
体調不良時以外の居室配膳	ご希望による食事の居室配膳	1食 50円
原谷地域への送迎	ご希望による所用時車両送迎	片道 50円
理髪・美容	月に1回、理美容師の出張による理美容サービス	実費
レクレーション・サークル活動	ご希望により参加できます	材料費等の実費
複写 (コピー) の便宜	ご希望により複写いたします	1枚につき10円
外出	希望により外出を援助します	外出規程に基づく
ゲストルームの使用	ご家族の方や体験入居で利用できます	利用規程に基づく
金銭管理	日常生活で金銭管理に支障が見受けられる方が利用できません。	リブル北山預かり金規程に基づく

カ) その他の実費

- ・居室内での入居者個人の使用に属する電気、水道等の光熱水費、電話料金及びその他必要な実費は個人負担となります。
- ・居室内の設備や電化製品などの修繕・新規取付工事など必要な実費は個人負担となります。
- ・居室内にあるエアコンの故障修繕や「新規機器更新」にかかる実費は個人負担となります。

キ) 外出規程

	日 帰 り 外 出	宿 泊 外 出
入	飲食代、入場料、ガソリン代、レンタカー代、有料道路代、駐車料金は入居者負担となります。	宿泊費、飲食代、入場料、ガソリン代、レンタカー代、有料道路代、駐車料金等は入居者負担となります。
居	車両借上げ料：50円/km (運転手込み)	車両借上げ料：50円/km (運転手込み)
者	※保険料は本人負担となります	※保険料は本人負担となります

職員	<p>飲食補助として600円（600円未満は実費補助）。600円を超える金額については施設負担となります。入場料等は入居者負担となります。</p> <p>※保険料は施設負担</p>	<p>宿泊費は旅費規程にのっとり施設負担となり、それを超える分については入居者負担となります。</p> <p>飲食費については朝・昼食600円、夕食は1000円を施設負担とし、その金額を超える分は施設負担となります。入場料等は入居者負担となります。</p> <p>※保険料は施設負担</p>

○但し、緊急入院、緊急通院、買物ツアーについては外出規程外となります。

○上記については、事前に外出企画書を提出することになります。

○上記規程は、社会福祉法人七野会の外出補助規程に準じたものです。

ク) 体験入居（来客用）利用料＜1名一泊あたり、ゲストルーム使用の場合＞

宿泊費	寝具代	光熱費	小浴室使用代
2,000円	500円	500円	500円

◎ゲストルームは308号室、又は5階の和室です。

◎宿泊費・寝具代・冷暖房ともに1名一泊あたりの料金です。

◎冷暖房代は、使用の有無に関わらず、徴収させていただきますのでご了承ください。

◎大浴室での入浴は無料ですが、小浴室も一回500円をご利用いただけます。ご希望の方は、事務所職員までお知らせ下さい。

◎食堂・大浴室は3階にあります。

◎食事をご希望の方は下記の料金で準備させていただきます。但し、バイキング及び行事食の場合は、飲物代（ビール等）を含めて800円です。

食事代	朝食	昼食	夕食
	300円	600円	600円